

# 第11回 軽井沢スキーバス事故対策検討委員会

## (第1回 フォローアップ会議)

説明資料②(対策の進捗状況について—旅行業関係)

平成29年2月13日

## 実質的な下限割れ運賃防止等の取引環境の適正化

- ・**運送引受書の記載事項への運賃の上限・下限額の追加**  
平成28年11月から旅行者と貸切バス事業者の間で取り交わされる運送申込書／引受書に運賃の上限・下限額の記載を追加するに先立ち、平成28年10月31日付で旅行者に対して周知通達発出済み。
- ・**手数料等の額(率)に関する取引書面の取り交わし**  
平成28年11月から運送申込書／引受書の取り交わしに併せて、旅行者と貸切バス事業者で確認の上、手数料等の額(率)に関する書面を取り交わすことに先立ち、平成28年10月31日付で旅行者に対して周知通達発出済み。
- ・**専門家による手数料等とのチェックや是正指導が可能となる体制の整備**  
旅行者と貸切バス事業者の取引関係を適正化するため、手数料等について、専門家からなる独立性の高い通報組織として、「貸切バスツアー適正取引推進委員会」を、旅行業界及び貸切バス業界が共同で平成28年8月30日に設置済み。
- ・**旅行業界における知識習得の場の充実**  
国・事業者団体が実施する旅行者向けの講習会等の場において、貸切バスの運賃制度、バス会社名の表示、貸切バス事業者の選定に関する知識習得の場を継続的に設置(平成28年12月13日に東京、15日に大阪で開催済み)。

## 利用者に対する安全情報の「見える化」

- ・**利用者への貸切バス事業者名の提供**  
企画募集のパンフレット等に貸切バスの運行事業者名の掲載を、平成28年7月以降掲載を順次開始し、10月31日付けで運行事業者名の掲載に係る通達を発出済み。
- ・**安全運行パートナーシップガイドラインの改訂**  
(一社)日本旅行業協会、(一社)全国旅行業協会及び(公社)日本バス協会が、平成28年8月に、利用者への情報提供、適正な運賃・料金の收受に関する内容を「安全運行パートナーシップガイドライン」に追記するとともに、名称を「安全運行パートナーシップ宣言」に変更済み。

## ランドオペレーター等に対する規制の在り方の検討

- ・**ランドオペレーターへの対応**  
ランドオペレーターの規制に向けた法改正に先立ち、旅行業登録を持っている手配代行業者に対する処分に関して、平成28年10月14日付で通達を発出済み。
- ・**旅行者への行政処分等の強化**  
旅行者への行政処分の基準について、これまでの議論を踏まえつつ、平成29年3月改正を目途に検討中。



# ランドオペレーターに係る制度創設～「新たな時代の旅行業法制に関する検討会」中間とりまとめ(抄)～

○安心・安全な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策(抜粋)

(4)旅行業者、利用者等との関係強化

③ランドオペレーター等に対する規制の在り方の検討

○規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定)(抜粋)

②インバウンド・観光関連の規制の見直し

事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
通訳案内士制度の見直し	訪日外国人旅行者の増加とニーズの多様化に対応するため、通訳案内士の業務独占規制を廃止し、名称独占のみ存続することとする。その際、業務独占規制の廃止に伴い団体旅行の質が低下することのないよう、訪日旅行商品の企画・手配を行っているランドオペレーター等の業務の適正化を図る制度を導入する。	平成28年度中に 法案提出	国土交通省

「新たな時代の旅行業法制に関する検討会」

有識者からなる検討会。

委員長:山内弘隆 一橋大学大学院商学研究科教授



## 中間とりまとめ(抄)

### 旅行の安全・取引の公正確保(ランドオペレーターに係る制度創設)

- ランドオペレーターが旅行業としても活動できるよう、**旅行業の登録を受けることを関係機関で促進すべき**。また、**旅行業登録をしない事業者についても、例えば、新たなカテゴリーの登録制の導入により、的確に指導ができる体制を整備すべき**。
- ランドオペレーターの定義として、**輸送サービス・宿泊サービスの手配等を業務とする事業者と明確化すべき**。
- 訪日旅行、国内旅行の手配を対象**とすべき。他方、海外旅行については、引き続き実態を把握しつつ、規制の必要性やあり方を検討すべき。
- 取引の公正確保、緊急時の連絡体制整備等の観点から、ランドオペレーターに対し、**契約時の書面交付・保存義務と何らかの資格者の設置義務を課すべき**。
- 旅行者の安全確保のため、**必要な禁止行為規制及び違反者に対する罰則を整備すべき**。

平成28年度中の法案提出へ